

告 示

埼玉県選管告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、入間市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成三十年三月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
入間市市民会館	埼玉県入間市豊岡三丁目 十番十号	公益財団法人 入間市振興公社	千八十六人
入間市産業文化センター	埼玉県入間市向陽台一丁目 一番地七	公益財団法人 入間市振興公社	四百四十二人